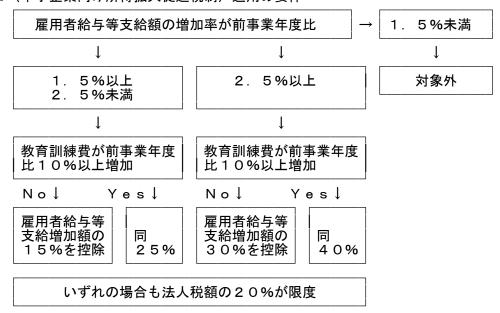
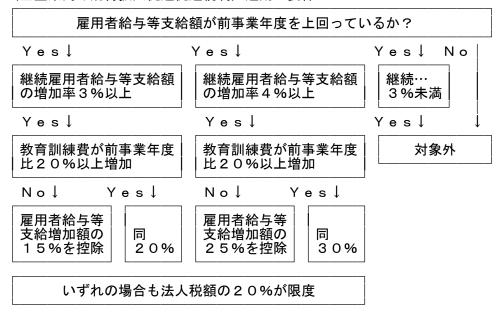
# 【2022年4月1日以後に開始する事業年度】 a〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件



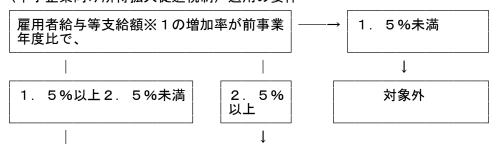
- ※1 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画認定の場合の上乗せは 従来通りか
- ※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要(申告書添付は不要)
- b〈全企業向け所得拡大促進促進税制〉適用の要件



- ※1 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業は、 賃上げ方針をネット公表したうえで経産大臣に届出が必要。
- ※2 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要(申告書添付は不要)

### 【2021年4月1日以後に開始した事業年度】

a 〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件



以下のいずれかの要件を満たしている。

- ・教育訓練費が、対前事業年度比で10%以上増加
- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認 定を受けており、経営力向上が確実になされているこ

No↓

Yes↓【上乗せ】

雇用者給与等支給額の増加分※2の15% を税額控除

雇用者給与等支給額の 増加分※2の25%を 税額控除

%を税額控除

### いずれの場合も法人税額の20%が限度

- 雇用調整助成金等は控除しない。 雇用調整助成金等を控除して計算した金額が上限。 →控除しないで計算した金額と、控除して計算した金額の小さいほう。 ※1 ※2
- b〈全企業向け人材確保等促進税制〉適用の要件

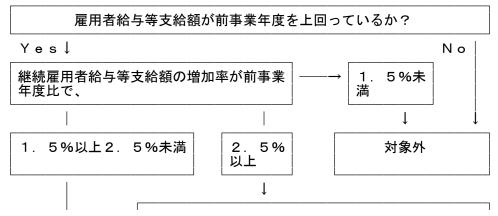
# 雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか? Yes↓ Nο 新規雇用者給与等支給額※1の増加率が前事業年度比2%以上か? Yes↓ No↓ 教育訓練費が前事業年度比20%以上増加 対象外 Yes↓【上乗せ】 No↓ 控除対象新規雇用者給 控除対象新規雇用者給与等支給額※2の 20%を税額控除 与等支給額※2の15

# いずれの場合も法人税額の20%が限度

- X 1 判定の「新規雇用者給与等支給額」は、 新たに雇用した雇用保険対象者に対して 雇用日から1年以内に支給する給与額とし、 雇用調整助成金等は控除しない。
- 控除額計算の「控除対象新規雇用者給与等支給額」は、 **※**2 新たに雇用した者に対して、 雇用日から1年以内に支給する給与額とし、 雇用調整助成金等は控除する。 また、雇用者給与等支給額一前年度雇用者給与等支給額、が上限。 →もといた従業員への支給が減少していれば減額。

#### 【2021年3月31日までに開始した事業年度】

a〈中小企業向け所得拡大促進税制〉適用の要件(措置法42条の12の5②)



以下のいずれかの要件を満たしている。 ・教育訓練費が、対前事業年度比で10%以上増加。 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認 定を受けており、経営力向上が確実になされているこ

No↓

Yes ↓ 【上乗せ】

雇用者給与等支給額の増加分の15%を 税額控除

雇用者給与等支給額の増加分の25%を税額 控除

いずれの場合も法人税額の20%が限度

b〈全企業向け賃上げ投資促進税制〉適用の要件(措置法42条の12の5①)

雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っているか? Yes↓ Νo 国内設備投資額が償却費総額の95%以上か? Yes↓ Νo 継続雇用者給与等支給額の増加率が前事業度比3%以上か? Yes↓ No↓ 教育訓練費が前2事業年度平均額比20%以上増加 対象外 Yes↓【上乗せ】 No↓ 前事業年度からの給与 総額の増加分の15% 前事業年度からの給与総額の増加分の20 %を税額控除 を税額控除

いずれの場合も法人税額の20%が限度